

2019年度

# 緊急時の対応について

2019.4.8

箱根町立箱根の森小学校

## I 箱根町で「震度5弱以上」の地震が発生したとき

	在 校 時	登 下 校 時	在 宅 時
児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「動いてこない・倒れてこない・落ちてこない」安全な場所に避難する。</li> <li>・職員の指示に従い、運動場等の安全な場所に移動する。</li> <li>・保護者の引き取りを待つ。</li> <li>・保護者が引き取りに来られない児童については、教職員の指示に従い学校で待機する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近くの安全な場所に避難する(窓ガラスやブロック塀等から離れる)。</li> <li>・スクールバス乗車時は運転手の指示に従う。</li> <li>・自宅か学校か各地区的避難場所に移動する。</li> <li>・高学年は、下級生のめんどうを見る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者とともに行動する。</li> <li>・登校せずに自宅で待機する。</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童を引き取る。</li> <li>・学校からの連絡がなくても直ちに児童の引き取りをお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の安否を確認する。</li> <li>・学校や地域の避難場所にいる児童を引き取る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童を保護する。</li> <li>・児童とともに行動する。</li> </ul>

☆災害時には、電話がつながらないことがあります。その場合、

災害用伝言ダイヤル171に電話をかけ、ガイダンスに従って、メッセージを確認してください。

## II 「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表されたとき

情報の種類	情報の発表条件	学校の対応
調査開始の場合	南海トラフ沿いで異常な現象を観測 その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	平常授業
地震発生の可能性が相対的に高まった場合	観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合	原則平常授業 *ただし全町一斉休校の指示があった場合は休校

## III 台風等による大雨・風水害、降雪・積雪などで通行が困難になりそうなとき

	在 校 時	在 宅 時
児童	○担任・職員の指示に従い、教室で待機する。その後、順次各地区ごとに、徒步及びスクールバスで職員の引率のもとに下校する。	○保護者とともに行動する。 ○前日の保護者宛通知または当日の朝の「まちcomiメール」の指示により自宅で待機する。
保護者	○「まちcomiメール」の連絡を受けた後、連絡内容にしたがって対応をお願いします。 ※保護者が不在でも児童が家の中に入ることができるように、日頃から鍵等の扱いについて話しておく。	○児童を保護する。 ○前日の保護者宛通知または当日の朝の「まちcomiメール」の指示により自宅で待機する。

- \* 放課後児童クラブは、当該の開所・閉所基準に従い町子育て支援課及び学校と連絡を取り合います。
- \* あくまでも原則的な対応です。状況によって異なる場合が出てくることをご承知ください。